



農業制度資金

農業経営の規模拡大や新しい取り組みにチャレンジする農業者のみなさまへの資金です。ぜひ、ご活用ください。



JAバンク神奈川 利子補給事業

すべての「かながわ都市農業推進資金」が対象です。(最大補給率1.0%)
利子補給期間：貸付当初10年間

- JAから借入する場合に限り、本事業を活用できます
- 対象は令和7年3月31日までに実行された資金となります
- 経済環境・金利環境の変化等により、実施期間の途中でであっても、本事業は予告なく終了する可能性があります

JAバンク神奈川 保証料助成事業

神奈川県農業信用基金協会への保証料を全額助成します。

- 一括前払い方式で保証料をお支払いの場合のみ、本事業を活用できます
- 対象は令和7年3月31日までに実行された資金となります
- 経済環境・金利環境の変化等により、実施期間の途中でであっても、本事業は予告なく終了する可能性があります

日本政策金融公庫 スーパーL資金 金利負担軽減措置

一定要件を満たす場合に、農業経営基盤強化資金が貸付当初5年間無利子になります。

- 要件の詳細は日本政策金融公庫にお問い合わせください
- 負債の整理などを目的とする資金は適用外です
- 金利負担軽減措置には融資枠があり、枠が無くなった場合は通常の貸付利率となります

主な資金のご紹介

詳しくはお近くの農協等融資機関、県機関へ

かながわ都市農業推進資金

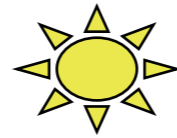
農業経営の省力化・合理化に必要な資金を農協等が融資する場合に、利子を軽減(利子補給)する神奈川県独自の制度です。

こんなとき	資金の種類	特徴・資金用途
ビニールハウスなどの施設の建設やトラクターなどの農機具、家畜を購入したい	農業近代化資金	<ul style="list-style-type: none">●全国的な制度で、農業経営の近代化・高度化を図るための施設の建設や、トラクター等の農機具の購入、家畜の購入など中長期の資金に利用できます。●認定農業者の方は、通常80%の融資率が100%となっているほか、国の利子助成により利率が軽減されます。●資金用途は貸付対象者により異なります。
	担い手育成資金	<ul style="list-style-type: none">●神奈川県独自の制度で、農業近代化資金の対象とならない15歳以上64歳以下の新たな農業の担い手及び主業農業者が、農業経営に必要とする資金です。
就農するための農業技術や経営方法を身につけたい	かながわ農業アカデミー特例	<ul style="list-style-type: none">●かながわ農業アカデミーの学生が授業料及び教材資材費などを支払うための資金です。
農地を購入したい	農地取得資金	<ul style="list-style-type: none">●農畜産用地の取得のために必要な資金です。※当該経営の純収益から家計費などを控除した残余部分によって、元金償還が可能な価格であることが必要です。
素早く融資を受けたい	簡易融資資金	<ul style="list-style-type: none">●500万円を限度として、比較的スピーディーに融資が可能な資金です。
台風等で被害を受けた施設等を復旧したい	災害対策資金	<ul style="list-style-type: none">●天災等による被害を受けた農業者が、施設等の復旧や補修及び経営安定のために必要とする資金です。



農業制度資金の融資条件と利用用途

こんなときにお役に立ちます!



資金名	資金の概要	対象者	借入限度額	融資率 (対事業費)	償還期間※1 (据置期間)	資金用途																							
						建 構 築 物			農機具	果樹等植栽	家畜	小土地改良	長期運転資金								消耗資材等購入	市民農園開設等	農畜産用地取得	新規就農研修の受講	農業経営の維持安定				
						農舎・畜舎・ハウスの建設・改良	農産物の流通・加工施設の建設・改良	施設の復旧	施設の補修・修繕	農機具・運搬車両等の購入	果樹の植栽・育成	花きの植栽・育成	家畜の購入・育成	農地の改良・造成	農地等賃借料の一括払い	農機具等賃借料の前払い	農業技術・経営に必要な研修の受講	品種の転換	農産加工品の調査及び開発等	営業権・商標権等の取得	農業経営の法人化	農業経営の改善に伴う農業費その他の費用							
かながわ都市農業推進資金	農業近代化資金	認定農業者	個人 1,800万円 (特認2億円) 法人 2億円	100%	15年以内 (7年以内)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●								
		目標地図に位置付けられた者及び継続的農地利用者※2		●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●						
		認定新規就農者※3		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●							
		農業経営の近代化のための施設の建設や農機具の取得、共同利用施設の建設等に利用できる資金	農業参入法人	1億5,000万円	80%	20年以内 (7年以内)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●						
		集落営農組織等	2億円	集落営農組織は3,600万円まで100%	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●						
		農業を営まない法人等※4		●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●						
担い手育成資金	新たな農業の担い手等が、農業を営む上で必要となる施設、農機具の取得、消耗資材の購入等に利用できる資金	主業農業者(個人・法人) 新たな農業の担い手	1,800万円 (特認2億円)	80%	15年以内 (7年以内)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●							
(かながわ農業アカデミー特例)	かながわ農業アカデミーにおける農業の技術・経営方法の実地習得に利用できる資金	かながわ農業アカデミー生産技術科・技術専修科の学生及び入校予定者	25万円/年	100%	7年以内※7 (正規の修学年数以内)																				●				
農地取得資金	農畜産用地を購入するために利用できる資金	農業を営む者※5 新たな農業の担い手	1,800万円	100%	25年以内 (3年以内)																					●			
簡易融資資金	簡便な手続きにより機動的に利用できる資金	農業を営む者※5 新たな農業の担い手	500万円	100%	7年以内 (2年以内)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
災害対策資金※6	天災等の被災者が利用できる資金	農業を営む者※5 農業を営まない法人等※4	1,800万円 1億円	100%	15年以内 (7年以内)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					
日本政策金融公庫資金	農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)	農業経営改善計画の達成に利用できる、大規模な投資かつ長期返済が可能な資金	個人3億円(特認6億円) 法人10億円(特認20億円) (負債整理の場合は上記の1/5)	100%	25年以内 (10年以内)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
	青年等就農資金	農業経営を開始するための施設の設置や機械の購入に利用できる無利子の資金	認定新規就農者※3	100%	17年以内 (5年以内)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
	経営体育成強化資金	認定農業者以外の担い手向けで大規模な投資かつ長期返済が可能な資金と、負債の償還負担軽減のための資金	農業を営む者※5	個人 1億5,000万円 法人 5億円	80%	25年以内 (10年以内)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
	農業改良資金	農業経営の改善を目指して新しい取組を行う場合に利用できる無利子の資金	農業者等※8 事業者等※9	個人 5,000万円 法人等 1億5,000万円	100%	12年以内 (5年以内)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
	農林漁業セーフティネット資金	不慮の災害や経営環境の変化によって、農業経営の維持安定が困難な農業者に対する資金	認定農業者 認定新規就農者※3 その他※10	一般 600万円 特認 年間経営費等の6/12以内	100%	15年以内 (3年以内)																				●			

※1 償還期間(据置期間)は、最長期間を記載しており、資金用途等により異なります。
 ※2 目標地図に位置付けられた者:農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図に位置付けられた者。継続的農地利用者:地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村から認められた方。
 ※3 認定新規就農者とは、農業経営基盤強化促進法第14条の5第1項に規定する認定就農者です。
 ※4 農業を営まない法人等とは、農業者、農業協同組合等が主たる構成員(出資者)の法人または団体(農事組合法人・土地改良区及び同連合、事業協同組合等)・・・この他にも要件があります。詳しくはお問い合わせください。
 ※5 経営の主体となつて農畜産業務を継続的に行っていて、税務申告を行っている農業経営主で、法人・任意団体を含みます。
 ※6 市町村長から天災等の被災者であると認められた方について、県知事が認めた場合に利用できます。
 ※7 卒業後就農予定の方は、据置期間を1年延長することができます。
 ※8 持続農業法、農工商等連携促進法、農林漁業バイオ燃料法、米穀新用途利用促進法、六次産業化法に基づき計画認定を受けた農業者等。
 ※9 農工商等連携促進法、米穀新用途利用促進法、六次産業化法に基づき計画認定を受けた事業者等。
 ※10(個人)農業所得が総所得の過半を占める、又は農業粗収益が200万円以上の方(法人)農業売上高が総売上高の過半を占める、又は農業売上高が1,000万円以上の法人。

日本政策金融公庫資金

日本政策金融公庫で行う貸付資金です。農林漁業の生産力の維持増進に必要な土地改良や、経営規模の拡大など経営基盤に関わる投資について、一般の融資機関からの融通が困難な長期かつ低利の資金を融資します。

こんなとき	資金の種類	特徴・資金使途
農業経営改善のために大規模投資をしたい	農業経営基盤強化資金 (通称:スーパーL資金)	<ul style="list-style-type: none"> ●認定農業者の方が農業の経営改善を図るために必要な資金を長期・低利で融資する資金で、農地取得・設備資金・農業機械取得から負債の整理まで、幅広い用途に利用できます。 <p>※認定農業者以外の方は「経営体育成強化資金」がご利用いただけます。</p>
農業経営を開始するための施設の設置や機械を購入したい	青年等就農資金	<ul style="list-style-type: none"> ●個人・法人問わず、経営開始に必要な機械・施設等を購入する場合に利用できる全期間無利子の資金です。 ●その他、経営開始に必要な種苗、肥料、消耗資材等を購入する場合にも利用できます。 <p>※ただし、市町村から認定を受けた青年等就農計画に記載のある事業であることが必要です</p>
農業経営のための前向きな投資をしたい	経営体育成強化資金	<ul style="list-style-type: none"> ●意欲と能力をもって農業を営む方の前向き投資等を支援する資金です。主業農業者(個人・法人)、農業参入法人、集落営農組織等の方にご利用いただけます。 ●農地取得を含めた設備資金、家畜導入や果樹・花木の育成等に係る運転資金が利用できます。
技術・作物・加工分野の新しい取り組みにチャレンジしたい!	農業改良資金	<ul style="list-style-type: none"> ●公庫が、借入の全期間について無利子で融資する資金で、次のいずれかの農業経営改善のための取組(農業改良措置)を行う場合に利用できます。 <p>要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新たな農業部門の経営の開始 ●新たな加工事業の経営の開始 ●農畜産物又はその加工品の新たな生産方式の導入 ●農畜産物又はその加工品の新たな販売方式の導入
売上の減少などにより資金繰りに不安がある	農林漁業 セーフティネット資金	<ul style="list-style-type: none"> ●経営の維持安定に必要な長期運転資金で、次のいずれかの状況に置かれている場合に利用できます。 <p>要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害(台風、冷害、干ばつ、地震等)の被害を受けた ●行政指導(BSEや鳥インフルエンザ等の発生に伴う家畜の殺処分や、畜産物の移動制限)を受けた ●社会的又は経済的環境の変化による経営状況の悪化

※公庫資金は、この他にも事業の目的に応じた様々な資金メニューが用意されています。

また資金の借入れには融資機関の審査があります。詳しくは日本政策金融公庫横浜支店農林水産事業までお尋ねください。

制度資金の借り入れにあたっての留意点

1. 制度資金を併用することはできません

同一の融資対象事業に、2つ以上の制度資金を併用して利用することはできません。

2. 償還期間及び据置期間について

資金ごとに定めている償還期限及び据置期間の年数の範囲内で、貸付対象施設等の耐用年数、貸付対象事業の効果、収益性などを考慮して個別に期間を定めます。

3. 事前着工は禁止です

貸付決定・利子補給承認申請前の事業の着工(着手)及び事業費の支払い、または事業完了しているものは、認められません。

〈事業の着工(着手)の例〉 [建物]建設工事の開始(くい打ち等) / [トラック]車両の登録 / [機械]機械の据え付け

4. 法的手続き

関係法令の制限などによる事業については、事前に必要な手続きを終了してから資金の貸付申請をしてください。

〈主な関係法令〉 建築基準法 / 農地法 / 農業振興地域の整備に関する法律 / 生産緑地法 など

5. 目的外使用はできません

資金は申請時に計画した施設や機械の支払い以外の用途に使用することはできません。

6. 経理状況について

事業の経理状況を明確にするため、借入金及び自己資金受け入れ、事業費の支払いは借受者名義の貯金口座を利用してください。

支払先からの領収書などを必ず受領し、償還が終了するまで保管してください。

経営の収支状況を明らかにした帳簿等の記載は必ず行ってください。

7. 事業完了について

事業が完了したときは速やかに、実績事業費、支払日等の確認を行い、領収書等の関係書類を添付の上、融資機関に提出してください。

事業費等の変更により融資額に変更があった場合は、繰上償還などの手続きを行ってください。

8. 融資機関の審査について

貸付にはこの他にも条件があります。詳しくはお問い合わせください。

資金の利用にあたっては、県の審査のほか、融資機関の審査もあります。

資金に関するお問合せ

県機関	所在地	電話番号	FAX番号
農業振興課	横浜市中区日本大通 1	045(210)4422	045(210)8851
横浜川崎地区農政事務所 地域農政推進課	横浜市緑区三保町2076	045(934)2373	045(934)2377
横須賀三浦地域農政総合センター 地域農政推進課	横須賀市日の出町2-9-19	046(823)0210	046(827)0224
県央地域農政総合センター 地域農政推進課	厚木市水引2-3-1	046(224)1111	046(296)7515
湘南地域農政総合センター 地域農政推進課	平塚市西八幡1-3-1	0463(22)2711	0463(23)0599
県西地域農政総合センター 地域農政推進課	小田原市荻窪350-1	0465(32)8000	0465(32)8111
農業技術センター 普及指導部	平塚市上吉沢1617	0463(58)0333	0463(58)4254
農業技術センター 横浜川崎地区事務所	横浜市緑区三保町2076	045(934)2374	045(931)8246
農業技術センター 北相地区事務所	相模原市緑区寸沢嵐620-2	042(685)0203	042(685)2224
農業技術センター 三浦半島地区事務所	三浦市初声町下宮田3002	046(888)3324	046(888)1509
農業技術センター 足柄地区事務所	足柄上郡開成町吉田島2489-2	0465(83)5111	0465(83)7214
畜産技術センター 普及指導課	海老名市本郷3750	046(238)4056	046(238)8634
かながわ農業アカデミー	海老名市杉久保北5-1-1	046(238)5274	046(238)9720

農業協同組合・関係機関	電話番号	農業協同組合・関係機関	電話番号
横浜農業協同組合	045(414)0019	県央愛川農業協同組合	046(281)7077
セレサ川崎農業協同組合	044(860)5500	かながわ西湘農業協同組合	0465(47)8771
よこすか葉山農業協同組合	046(838)5051	相模原市農業協同組合	042(755)4352
三浦市農業協同組合	046(888)3145	神奈川つくい農業協同組合	042(784)9903
さがみ農業協同組合	0466(45)4168	相愛信用組合	046(285)2501
湘南農業協同組合	0463(26)7044	神奈川県信用農業協同組合連合会	045(680)3083
秦野市農業協同組合	0463(81)7713	神奈川県農業信用基金協会	046(226)5192
厚木市農業協同組合	046(221)1150	日本政策金融公庫横浜支店農林水産事業	045(641)1841

このパンフレットに記載されている内容は、令和6年6月現在のものです。 画像提供:かながわ農業アカデミー
県ホームページ「神奈川県農業制度資金」は右の2次元コード、もしくは以下よりご覧いただけます。

ホーム → 分類から探す → 産業・働く → 業種別情報 → 農業 → 神奈川県農業制度資金

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f6k/cnt/f75/index.html>

